

(仮称)大和郡山市自治基本条例素案に関するパブリックコメントについて

1、パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 平成22年11月19日から平成22年12月10日
- (2) 意見の応募者数 216人
- (3) 提出方法の内訳

(単位：人)

提出方法	郵送	FAX	持参	ホームページ	合計
市外	2	8	0	179	189
市内	1	2	0	24	27
人数合計	3	10	0	203	216

2、意見の概要と市の考え方

*趣旨が同様と考えられる意見については、集約しています。

	条項	寄せられた意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	全般	自治基本条例に反対です。必要ないと思います。	地域主導による地域の事情に応じたまちづくりを進めていくためには、自治のルールや基本理念、まちづくりの基本原則など市政の基本方針を条例で規定し、明らかにしていくことが必要であると考えております。
2	全般	自治基本条例は、外国人参政権ではないのか。 外国人に議員や市長が選べたり、選挙管理委員会にも外国人が関われるのでは。	議員、市長の選挙権や選挙管理委員の要件については、公職選挙法等の法令に規定されており、自治基本条例には規定されていません。

3	全般	<p>条例の記載事項が大雑把ではないのか。 もっと、詳細について規定すべきではないのか。</p>	<p>自治基本条例においては、自治の基本理念や市民、議会、行政の役割などの原則を規定し、各制度の詳細については、法令や条例、規則など例規の規定に基づくものです。</p>
4	前文	<p>「主権者である市民」という表現について「主権者」とは、日本国憲法における主権を有する者であり、自治基本条例で定義されている「市民」とは合致しないのではないのか。 日本国憲法における国民主権との整合性がとれないのではないのか。</p>	<p>住民自治の観点から規定しておりましたが、主権という文言については、一般的に国家の主権と解されることから、混同を避けるため、次のとおり修正します。</p> <p>よって、自治の主体である市民が自らの責任に基づき決定し、自ら行動することにより更なる住民自治の進展と日々の暮らしのなかで共に生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指し、ここに(仮称)大和郡山市自治基本条例を制定します。</p>
5	第2条第1号 市民の定義	<p>市民の定義に市内在住の外国人及び市内の法人を含むという事に反対します。</p>	<p>自治基本条例は、協働のまちづくりのための条例ですので、大和郡山市にかかわる幅広い人々が、力を合わせてまちづくりに主体的にかかわっていただきたいとの趣旨から市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で事業を営む人も、「市民」と定義しました。 ただし、大和郡山市における権利の行使にあたりましては、それぞれの行政サービスごとに法令や条例等で規定されることとなり、定義されている「市民」すべてが同様に権利行使できる(同じ行政サービスを受けられる)わけではありません。</p>

6	第3条第2号 基本理念	すべての市民を意味するのであれば、なぜ、男性を抜いているのか。	<p>様々な人権課題があるなかで、基本理念をより一層明確にするため、規定しておりましたが、「すべての」という部分に重点をおき、次のとおり修正します。</p> <p>一人ひとりの人権を尊重し、すべての市民が健やかに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものとする。</p>
7	第4条第4号 まちづくりの基本原則	「市民一人ひとりの基本的人権」という表現について、憲法に規定されている基本的人権は、国民の権利ではないのか。	<p>住民自治によるまちづくりの推進にあたっては、市民一人ひとりの人権の尊重が必要と考えて規定しております。</p> <p>自治基本条例の他の条文等との整合性を考え、次のとおり修正します。</p> <p>性別、年齢、心身の状態、国籍、民族等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるまちづくりに努めるものとする。</p> <p>第20条 市は、市民の人権を守るため、保有する個人情報保護しなければならない。</p>
8	第13条 総合計画	市の将来計画を市民に示す行政の根幹である総合計画見直しの項目を入れることに反対です。	<p>総合計画は、自治基本条例に規定されている基本理念やまちづくりの基本原則に基づき、市政運営の指針として、市の最も基本となる計画となります。</p> <p>行政が総合計画の適切な進行管理を実施し、社会情勢の変化を的確に捉え、柔軟に対応するために規定しました。</p>

9	第29条 住民投票制度	外国人の参政権に反対です。	<p>自治基本条例素案では、請求、発議、投票の資格要件などの住民投票の実施について必要な事項は、別の条例で定めるよう規定しています。</p> <p>よって、具体的な投票資格については、個別条例の制定時に慎重に検討し、判断していくものと考えております。</p>
10	第31条 最高規範性	<p>条例に反対です。</p> <p>自治基本条例は、自治基本原則を定めるもので、他のすべての条例は、自治基本条例との整合性が、問われることとなる。</p>	<p>条例において法的な上下関係はありませんが、基本理念、まちづくりの基本原則を自治基本条例に規定することにより、自治の確立と心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、市政の基本方針として、最高規範性を持つものと考えております。</p>
11	第31条 最高規範性	<p>国法で定めた地方自治制度においては、住民意思は選挙を通して示されるもので、政治的意思決定は議会と首長に与えられているのに、自治基本条例はその足かせになるのでは。</p> <p>また、条例は、あくまでも法律の範囲内で制定されるべきものだが、それを明確に否定するものでは。</p>	<p>自治基本条例では、住民自治によるまちづくりを進めるにあたり、市民、議会、行政の役割と市民の参加・参画の方策について規定しています。</p> <p>地方自治制度の間接民主主義を補完するものであり、市政における政策の最終的な決定は、二元代表制である議会と市長が行うものと考えております。</p>